

	初動対応及び連携体制のフローチャート	留意点
未然防止策	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【対児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の対話 ・日記指導 ・設営の充実 ・学期1回の教育相談 <p>【対保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の情報交換(連絡帳, 電話等) ・適応指導(随時)等 ・教育相談, 家庭訪問 </div> <p style="text-align: center;">問題行動の発見</p>	<p>留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な適応指導やK Y Tの取組を積極的に推進する(理由や因果関係まで指導する)。 ○ 児童の小さな変化は全職員で共有する。 ○ 授業と学級経営の充実に向けた日常の取組により、児童の所属感や自己肯定感を高める。 ○ 学級P T Aの充実や広報誌等による啓発とともに保護者との連携に努め、信頼関係を構築する。 ○ 問題行動の発見教職員または、情報を受けた教職員は、直ちに生徒指導主任と管理職に相談する(第1報)。 ○ 相談を受けた管理職は、生徒指導主任に現場の状況確認を指示する。 ○ 生徒指導主任からの現場の状況報告により、外部機関との連携が必要と判断した場合は、管理職が警察及び市教育委員会等への通報や報告を行う。 ○ 「緊急生徒指導連絡会」では、次のことについて全教職員の共通理解を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の共有(外部機関との連携の有無を含む)。 ・ 事案に対する学校としての対応(児童, 保護者, 外部機関)と役割分担の共通理解 ○ 全児童への聞き取りによって収集した情報は、速やかに管理職に報告する。 ○ 加害児童への聞き取りと指導では、問題行動に及んだ背景を明確にする。また、断罪するだけでなく、今後の自分自身の在り方を深く考えさせるよう留意する。 ○ 加害児童が不明であった場合の全体指導を受けて、加害児童が名乗り出た場合は、加害児童が判明している場合の聞き取り及び指導と同様に行う。ただし、正直に名乗り出た勇気を必ず価値付ける。 ○ 加害児童の保護者への第一報は、必ず問題行動発生当日に行う。なお、問題行動発生当日に事実関係を明らかにできなかった場合は、確実な事柄のみを伝え、不明確な事柄は、明確になり次第説明することを約束する。 ○ 加害児童の保護者への説明は、家庭訪問または保護者召喚にて行う。担任と生徒指導主任・管理職が同席し、理解と協力が得られるように丁寧な説明を行う。 ○ 問題行動により被害を被った個人や施設がある場合は、担任に生徒指導主任と管理職が帯同し、誠意を込めて謝罪する。その上で、再発防止策を具体的に伝える。また、加害児童の保護者にも、加害児童とともに謝罪に向くよう勧告する。
初動対応		